

6. 生涯学習の充実

1. 令和7年度重点目標

(1) 教育振興基本計画に基づく事業展開

社会の変化に応じて多様な視点から関係各課教育機関等と連携した生涯学習情報の発信、人材育成、職員のスキルアップを図り、生涯学習によるまちづくりを推進する。

(2) 地域学校協働推進事業

学校教育と社会教育の両者が連携・融合し、学校・家庭・地域社会が一体となって子どもと向き合い、青少年健全育成を推進するとともに、地域全体の教育力の向上により、コミュニティの基盤形成を図る。

(3) 徳育推進事業

民間団体「佐世保徳育推進会議」との協働により官民一体となった全市的な取組を目指す。

(4) 英語シャワー事業

本市のグローバル教育推進に資する取り組みの一つとして、市民の英語学習環境の整備・充実を図ること、英語に対する学習意欲の向上や深い学びへの動機付けに繋がるような環境づくりに努める。

2. 社会教育基盤の整備

コミュニティセンター、総合教育センター、図書館などの社会教育施設等を中心に行政のさまざまな分野で、生涯学習の推進施策を積極的に展開し、市民の自主的な学習ニーズに対応できる環境の整備を図る。

- ① 地域及び人口の規模等に配慮した施設の整備充実
- ② 社会教育関係団体との連携強化
- ③ 社会教育関係職員の研修と指導者の育成

(1) 社会教育施設の整備

- ① 総合教育センター
- ② 教育集会所

(2) 関係機関等との連携強化

- ① 社会教育委員の会議

(3) 社会教育関係職員及び指導者の研修

- ① 社会教育主事講習への派遣
- ② 社会教育関係職員研修の開催
- ③ 各種研修会・講習会等の開催

3. 市民学習活動の推進

市民一人ひとりが心豊かで生きがいのある人生を送ることができるよう、生涯にわたって必要な学習機会の提供を図る。

- ① 学習機会の拡充と生涯学習推進体制の整備
- ② 関係団体等が開催する大会・研修会の奨励・支援
- ③ 社会教育関係団体の支援及び生涯学習指導者養成

(1) 生涯学習推進事業

市民の学習の目的は、知識・技術の習得や趣味・生きがいに関わるものから、地域課題や社会的課題にかかわる学習活動まで、また、その内容も日常的なものから専門的なものまで幅広いものとなっている。

地域課題、現代的課題の解決のために、地域住民の日常生活に根ざした学習や活動の支援を行う。

- ① 生涯学習情報体系の整備と生涯学習情報の提供
- ② 地区自治協議会における生涯学習活動の充実
- ③ まちづくり出前講座の実施
- ④ 生涯学習ボランティア活用事業の実施
- ⑤ 第四次佐世保市子ども読書プランの推進

(2) 地域学校協働推進事業

学校教育と社会教育がそれぞれの役割分担を前提に、両者の要素を部分的に重ね合わせながら、一体となって子どもたちの教育に取り組んでいこうという考え方のもと、学校・家庭・地域が連携し、子どもたちを豊かに育む仕組みづくりを進めるとともに、コミュニティの基盤形成を図る。

- ① 地域学校協働活動の推進（地域学校協働本部の設置・充実）
- ② 放課後子ども教室（放課後の居場所づくり）
- ③ 地域未来塾（放課後学習支援）

(3) 人権・社会同和教育

市民一人ひとりの人権が真に尊重される社会の実現を目指し、広く市民の人権問題に対する理解と認識を深め、差別意識の解消を図るとともに、人権に関わる問題解決に資することができるよう、次の事業を実施する。

- ① 人権・社会同和啓発活動の推進
- ② 人権・社会同和講座、講演会等の開催
- ③ 官公庁・社会教育関係団体・社会教育施設や職場等での学習研修会の奨励
- ④ 教育集会所における講座等の充実

(4) 家庭教育

すべての教育の出発点である家庭教育の充実を図るため、関係機関・団体と連携しながら家庭教育に関する学習機会や情報の提供及び各種活動の展開に努める。

- ① させぼ子育て講座・家庭教育講座の開催
- ② P T A連携事業（P T A研修会・語らいの広場）の開催
- ③ メディア安全指導員・ながさきファミリープログラムファシリテーターの活用促進
- ④ 第3日曜日の「家庭の日」の推進（県民運動）

(5) 青少年教育

青少年教育の活動を日常化していくために、少年団体活動の振興や指導者の養成に努める。

- ① 青少年健全育成地区活動の推進
- ② 少年の主張大会、青少年育成研修会の開催
- ③ 青少年の学習の場の提供と団体の育成

(6) 成人教育

成人教育については、成人団体を含め、社会教育・生涯学習の重要性の認識及び青少年教育活動への奉仕、親としての自覚ある学習、さらに自己啓発を図ることにより地域連帯意識や国際感覚を培う。

- ① 女性学級等の開設
- ② 高齢者教室等の開設
- ③ 成人教養講座の開設
- ④ 成人団体・グループの育成とボランティアリーダーの養成
- ⑤ 成人式典の開催

(7) 徳育推進事業

一徳運動を柱とした徳育に関する啓発を、幼児から大人まで市民全体で進めるために、官民一体となって進める。

- ① 「徳育推進のまちづくり宣言」の広報・啓発
- ② 標語コンクール、啓発ポスター、フォーラムなどによる普及啓発及び徳育意識の醸成
- ③ 佐世保徳育推進会議への支援

(8) 社会教育関係団体活動の支援

社会教育が市民一人ひとりの主体的な学習活動であることを踏まえ、個人や団体が行う活動の支援に努める。あわせて、関係団体との連携による指導者研修等を充実させ、活力ある社会教育活動を推進する。

- ① 少年団体活動の支援・後援等
 - ・佐世保市子ども会育成連絡協議会、佐世保海洋少年団、ボーイスカウト地区協議会、ガールスカウト長崎第4、第9等
- ② 社会教育関係団体等の支援
 - ・地区自治協議会
 - ・町内組織（町内公民館・自治会・町内会・区等）（まちづくり促進事業補助金等）
 - ・佐世保市P T A連合会、佐世保市青少年育成連盟、佐世保市地域婦人団体連絡協議会

(9) 英語シャワー事業

教育関係団体や民間事業者等との官民協働の手法による様々な展開を通して、市民がこれまで以上に英語や外国文化に触れ、学ぶことが出来る環境づくりに努める。

- ・Sasebo Expo の開催
- ・情報コンテンツ Sasebo E Channel の運営
- ・English 出前プログラム、English ステーションの開催
- ・グローバルキッズ・チャレンジ事業の開催

(10) 市民の芸術文化活動への支援

市内で開催される市民による芸術文化活動に対して後援を行うとともに、優れた活動団体や個人を顕彰することに努める。

4 青少年教育センター



名 称：佐世保市青少年教育センター
所在地：佐世保市平瀬町3番地1
電話 0956-22-0781

運営基本方針

教育相談員による教育相談やスクールソーシャルワーカーのアウトリーチによって、困り感を抱える児童生徒やその保護者等に寄り添い、伴走型の支援を行うほか、学校に足が向かない児童生徒の居場所として、あすなろ教室（教育支援教室）を運営し、個別支援や小集団活動、体験活動等を通して、集団に適應する力を育みながら社会的自立への支援を行っている。また、補導委員や職員による巡回補導や関係機関等との連携により、青少年の非行防止、環境浄化、ネットトラブルの防止等に努めている。

教育相談活動事業においては、丁寧な教育相談活動を実施し、学校に足が向かない児童生徒に対しては、あすなろ教室（教育支援教室）を運営し、また引きこもり等により家族以外との関わりを持てない児童生徒に対しては、メンタルフレンドや未来へつなぐ「確かな一歩」推進事業を実施し、個別支援や小集団活動、体験活動等を通して、社会とつながる喜びを実感させ、自己肯定感・自己有用感などを育みながら、社会的自立を目指していく。青少年非行防止推進事業においては、補導委員や職員による巡回補導活動（愛のひと声を含む）や対象店舗等への立入調査、ネットパトロール等を実施し、関係機関との連携を図りながら、青少年の非行防止や青少年を取り巻く環境の浄化、ネットトラブル等の防止等に努める。

1 事業

（1）教育相談活動事業

- ①来所・訪問・電話・メール・SSWによる教育相談
- ②社会的自立を目指すあすなろ教室（教育支援教室）、サテライトあすなろ教室の運営の運営
- ③メンタルフレンド（大学生ボランティア等）の派遣
- ④人や社会とつながる喜びを実感し、社会的自立へのきっかけとなる支援をする「未来へつなぐ『確かな一歩』推進事業」の実施

（2）青少年非行防止推進事業

- ①補導活動（愛のひと声含む）等の実施による非行防止や見守り活動、白ポスト回収・立入調査等による青少年を取り巻く環境浄化活動
- ②ネットパトロール等の実施によるメディアやネットに係る安全指導等の啓発活動

2 事業状況

（1）教育相談活動事業

① 教育生活相談

表①-1 相談受理件数及び相談種別内訳

年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
来所	108	138	132	174	156
訪問	83	73	75	65	65
電話	27	40	38	14	20
メール	9	14	17	15	10
SSW	1,068	1,381	1,740	2,094	1,837
サテライト	20	7	11	15	13
合計	1,315	1,653	2,013	2,377	2,101

表①-2 相談内容内訳（令和6年度）

相談内容	内訳	
	件数	割合
不登校	588	28.0 %
いじめ	8	0.4 %
学校・教職員との関係	312	14.9 %
暴力・非行関係	38	1.8 %
家庭環境	302	14.4 %
学習・進路	62	3.0 %
交友・異性関係	124	5.9 %
性・性格、心身の健康	243	11.6 %
特別支援・発達関係	354	16.8 %
児童虐待	24	1.1 %
貧困	3	0.1 %
その他	43	2.0 %
合計	2,101	100%

② あすなろ教室（教育支援教室）運営

表②-1 通級児童生徒数

年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
通級者数	98	126	132	173	150

表②-2 学年別通級者数（令和5年度）

学年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	計
人数	1	2	5	10	10	12	40
学年	中1		中2		中3		計
人数	30		50		30		110

（サテライトあすなろ教室通級生を含む）

③ サテライトあすなろ教室（教育支援教室）運営

表③-1 開設回数・延べ通級児童生徒数

年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
開設回数	15	108	144	156	204
延べ通級児童生徒数	21	277	445	511	976

表③-2 メンタルフレンド派遣回数・登録者数等

年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
派遣回数	57	48	60	101	49
メンタルフレンド登録者数	28	23	17	20	21

④ 未来へつなぐ「確かな一歩」推進事業

表④-1 実施回数・延べ参加者数

年度	R 5	R 6
実施回数	6	6※
延べ参加者数	54	52

※R6は、うち2回雨天中止

(2) 青少年非行防止推進事業

① 非行防止対策

表①-1 補導件数の推移

年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
男子	3	0	0	0	0
女子	1	0	0	0	0
合計	4	0	0	0	0

表①-2 ネットパトロール閲覧アカウント数

(令和6年度)

職種	小学生	中学生	高校生	その他	計
累計	4	1,177	1,149	0	2,330
%	0.2%	50.5%	49.3%	0.0%	100.0%

表①-3 補導状況(「愛のひと声」を含む)(令和6年度)

		総 数			学 識 別						
		男	女	計	小学生	中学生	高校生	その他の学生	有職	無職	計
飲	酒	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
喫	煙	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
薬 物 乱 用		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
乱暴・けんか		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金品不正要求		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
性的いたづら		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
暴 走 行 為		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
家 出		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
無 断 外 泊		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
深夜はいかい		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
怠 学		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不健全性行為		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不 良 交 友		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不健全娯楽		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他		987	628	1,615	853	416	337	5	4	0	1,615
その他の内容	①交通違反	11	0	11	3	6	2	0	0	0	11
	・自転車	11	0	11	3	6	2	0	0	0	11
	・自転車以外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	②服装の乱れ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	③危険な遊び	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	④外出時間注意	140	77	217	48	36	133	0	0	0	217
	⑤金銭乱費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	⑥買い食い	4	0	4	0	4	0	0	0	0	4
	⑦盛場はいかい	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	⑧ゲームセンター等	44	27	71	16	39	16	0	0	0	71
	⑨男女交際	1	1	2	0	0	2	0	0	0	2
	⑩そ の 他	787	523	1,310	786	331	184	5	4	0	1,310
計		987	628	1,615	853	416	337	5	4	0	1,615

※「その他」の内容における「⑩その他」とは主に事件・事故・非行等未然防止を目的とした見守りの声かけ(愛のひと声)

② 環境浄化

表②-1 白ポスト(有害図書類)回収数の推移

年度	R2	R3	R4	R5	R6
回収数	5,531	5,227	5,437	4,202	3,612

表②-2 白ポスト(有害図書類)回収数内訳(令和6年度)

種類	本類	DVD類	その他	合計
回収数	1,017	1,957	638	3,612

表②-3 立入調査店舗数の推移

年度	R2	R3	R4	R5	R6
店舗数	240	182	154	184	181

表②-4 立入調査店舗数(令和6年度)

業種	対象	調査	業種	対象	調査
書店	15	10	映画館	1	1
コンビニ	106	78	インターネットカフェ	2	1
カラオケ	9	7	建材店	10	5
ビデオ店	5	4	がん具店	4	3
携帯電話販売	54	39	刃物・雑貨店	5	3
ゲームセンター等	6	4	薬局	30	22
その他	1	1	サバ・イバルゲーム	3	3
合計				251	181

5. コミュニティセンター（旧公立公民館）



主催講座「常備菜づくり講座」

1 コミュニティセンターの概要

地域コミュニティの活性化や社会教育活動を推進すると同時に、住民主体の自治の実現に向けた取り組みを進めるため、令和3年4月、これまで社会教育施設であった「公立公民館」を「コミュニティセンター」（地方自治法第244条の規定に基づく公の施設）へ移行した。

これまで公立公民館が担っていた社会教育機能に、コミュニティ活性化の機能を付加し、全市域を対象とした市民活動や各地域の自治活動、社会教育活動を進める拠点施設として、生涯学習や地域コミュニティの活性化に一層繋がっていくことが期待される。

2 生涯学習へのとりくみ

（1） 主催講座の開催 177講座

- | | |
|--------------|------|
| ① 親子で体験教室 | 19講座 |
| ② ものづくり・体験講座 | 44講座 |
| ③ 家庭教育講座 | 28講座 |
| ④ ふるさとづくり講座 | 15講座 |
| ⑤ 女性学級・講座 | 5講座 |
| ⑥ 一般教養講座 | 45講座 |
| ⑦ 高齢者大学・講座 | 21講座 |

（2） 各団体等との共催事業

- ① 講座、講演等
- ② 公民館まつり・つどい等

（4） 関係施設、団体機関との連絡・連携

- ① コミュニティセンター相互の連携と研修
- ② コミュニティセンター利用団体、グループとの協調・育成
- ③ コミュニティセンターまつり（旧公民館まつり）、文化、研修事業
- ④ 地区内の関係団体との連携
 - ・地区自治協議会
 - ・町内連合会（協議会）
 - ・青少年健全育成会
 - ・婦人会
 - ・PTA、子ども会など

⑤ 管内青少年育成活動の推進

⑥ 市民憲章実践の推進

⑦ 徳育の推進

（5） 情報サービス

① コミュニティセンター活動の広報

② 図書室と図書の充実



主催講座「サマースクール」

6. 図書館



名 称 佐世保市立図書館
所在地 佐世保市宮地町3番4号
電話 0956-22-5618

1 基本理念

知に出会い、人が集い、学べる図書館
～市民とともに育つ図書館～

2 主な事業

(1) 図書及び資料の充実

- ① 基本図書、専門図書及び視聴覚資料等の収集

(2) 読書環境の充実

- ① 市民の本棚として、図書に親しみやすい環境づくり
② 子どもの成長に合わせた読み聞かせイベント等の開催
③ ビブリオバトルの開催
④ 読書推進活動関係者への支援
⑤ システム等を活用した蔵書管理

(3) 郷土研究の充実

- ① 郷土資料の収集、保存、データベース化
② 郷土研究活動の推進

(4) インターネットによる図書館情報の提供等

- ① インターネットでの蔵書検索及び予約
(利用案内・蔵書検索／予約・図書館行事等)
② 利用者向けインターネット検索端末の設置
③ 電子書籍貸出サービスを実施
④ 利用者向け無線回線(Wi-Fi)の開放
⑤ 公式フェイスブックの運用

(5) 生涯学習の充実

- ① 4か月児を対象に「ブックスタート事業」を実施
② 「市民ギャラリー展示会」の開催

(6) 学校等への支援

- ① 学校等への司書派遣、選書等の支援、図書館資料の提供
② 図書館施設見学、職場体験等の受け入れ

3 貸出業務・読書相談

(1) 開館日及び開館時間

火曜日から土曜日 午前10時から午後8時まで
(児童室及び郷土資料室は午後6時まで)
日曜日及び祝日は、午前10時から午後6時まで
(全室共通)

(2) 休館日

毎週月曜日
(ただし、月曜日が祝日の場合は翌日以降の直近平日を
休館日とする)
年末年始、特別整理期間

(3) 館内利用

自由閲覧

(4) 館外貸出利用者

すべての市民、市内に通勤・通学する人及び
西海市・松浦市・平戸・佐々町・小値賀町・川棚町・
波佐見町・東彼杵町の住民の方

(5) 貸出数・期間

個人貸出

資料の種類	貸出数	貸出期間
図書資料	10冊以内	14日間 以内
電子書籍	2冊以内	
雑誌	2冊以内	
紙芝居	5冊以内	
エプロンシアター・パペッ ト・布絵本・紙芝居舞台 パネルシアター舞台	各1点	
パネルシアター	3点以内	
視聴覚資料(CD)	6点以内	

団体貸出(1団体1回につき)

図書資料等	60冊以内	1か月間
-------	-------	------

(6) 移動図書館

- ① 個人貸出
市内30か所を巡回し、1人10冊まで、2週間以内で貸し出す。
② 団体貸出
周辺地区や図書館を利用しにくい読書グループや、職域、コミュニティセンターなどを対象に1か月60冊以内で貸し出す。

(7) 読書相談

窓口や電話等で相談に応える。